

第1回 成田市景観まちづくり検討委員会 会議概要

1 開催日時

平成23年7月22日(金) 午後1時30分～午後3時

2 開催場所

成田市花崎町760番地

成田市役所 議会棟 執行部控室

3 出席者 (*職・氏名の記載の順序及び方法は、任意です。)

(委員)

堀委員長、鎌田委員、諸岡委員、藤崎委員、木下委員、宮城委員、大山委員、村嶋委員代理(澁谷空港地域振興課長)、長瀧委員代理(桑原環境計画課長)、根本委員、今泉委員代理(稲阪土木課長)、岩岡委員、吉田委員(事務局)

都市計画課 設楽課長、後藤副主幹、富澤主査、塚本主査

4 概要

今回は初回ということもあり、はじめに本会の委員長の選出を行う。

その後は委員長の進行により、市民懇談会の公募委員の選出を行った後、景観計画の策定方針や検討スケジュール等を確認した。

その際の主な質疑は次のとおり

Q. 検討組織のあり方について確認したい。

A. (各委員会等の位置付けは) 市民懇談会は地域ごとに市民の意見を吸い上げること。検討幹事会は市で専門的に景観を行政で執行できるように整理すること。そして、検討委員会は検討幹事会が具体的に出した案をチェックし最終的に決定すること。

Q. 高さを規制した場合の権利の問題等、どのように考えるか。

A. 将来ひどい事が起こらないようにしようというのが法の考え方に近い。
全てコントロールして雁字搦めにしようということではない。許可ではなく届出なので、善意に期待する部分が多い。

Q. 100年後を見据えて美しい街をつくりたいが、私権の制限の問題もあり、難しいと思うが。

A. 良かれと思う人がやれるようにしておくということになるであろう。景観を良くして必ずそこが潤っている。そういうことは非常に強いインセンティブになる。そうすればうちもあのようにすればいいとなる。それが景観の力なので、その仕組みをつくっていききたい。

まず、初歩的な段階で全員が景観を意識し出すというのが一番大事。

- Q. 表参道の仲町地区では、今後コンビニやキャバレーができないようにと 10 年以上前に既にまちづくり協定ができています。その考え方は今後同計画と整合させるのか
- A. 景観法では建築物の用途を制限することはできない。今後、景観計画に位置付けるかどうかについては、これから地元の方に提案をしながら検討していきたいと考えている。
- Q. 景観となると論理の世界ではなく、感覚の世界になるかと思うが、それぞれで美的感覚をどのようにして調整するのか。
- A. 法律では、個人の興味の部分にはあまり触れないようにして、より皆が同意できる内容になっている。例えば成田山は見えないよりは見えた方が良くなど、この辺は感覚の問題ではない。法の趣旨は合意を得られるところを大事にすることであって、赤や黄色が好きという好みを決める方向ではない。もちろん好みの部分がないとはいえないし、それについて同意を諮らなければいけないことも出てくると思われるが、それよりもっと大きいところで、皆が納得できるものをより充実していこうということになる。

5 次回開催日時(予定)

平成23年10月17日(月) 13時30分～